○経済産業省告示第百六十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号への規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

第二号中「5及び6」を「3及び4」に改める。

○経済産業省告示第百六十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

○経済産業省告示第百六十五号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

第三号を削り、第四号を第三号とし、同号8の次に次のように加える。

9　輸出令別表第一の十六の項の中欄に掲げる貨物

○経済産業省告示第百六十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九十三号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第四十四号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

平成二十二年経済産業省告示第四十四号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物）は、廃止する。

附　則

この告示は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年八月一日）から施行する。

○経済産業省告示第百六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十四年七月十九日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。

一　本邦に入国する際に本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して輸入している貨物

二　前号に掲げる貨物のほか、次の表の上欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物であって、一人当たりの輸出数量がそれぞれ同表の下欄に掲げる範囲内の貨物（生きているものを除く。）。

貨物の区分	一人当たりの輸出数量の範囲
一　チョウザメ目全種（Acipenseriformes spp.）のキャビア	125グラム以下（ワシントン条約決議12.7（Rev.CoP14）において規定されたラベルが容器に貼付されているものに限る。）
二　サボテン科全種（Cactaceae spp.）のレインスティック	3個以下
三　ワニ目全種（Crocodylia spp.）	4個以下
四　ピンクガイ（Strombus gigas）の殻	3個以下
五　タツノオトシゴ属全種（Hippocampus spp.）	4個以下
六　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で一対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
七　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

○経済産業省告示第百六十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月十九日から施行する。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

本則第二号⑵を次のように改める。

⑵　輸入令別表第二上欄に掲げる者が本邦へ入国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して輸入しようとする場合。ただし、一時的に出国して入国する者及び船舶又は航空機の乗組員については、本邦を出国する際に携帯し、又は税関に申告の上別送して輸出している貨物又は、次の表の上欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物であって、一人当たりの輸入数量がそれぞれ同表の下欄に掲げる範囲内の貨物（生きているものを除く。）を輸入しようとする場合に限る。

貨物の区分	一人当たりの輸入数量の範囲
一　チョウザメ目全種（Acipenseriformes spp.）のキャビア	125グラム以下（ワシントン条約決議12.7（Rev.CoP14）において規定されたラベルが容器に貼付されているものに限る。）
二　サボテン科全種（Cactaceae spp.）のレインスティック	3個以下
三　ワニ目全種（Crocodylia spp.）	4個以下
四　ピンクガイ（Strombus gigas）の殻	3個以下
五　シャコガイ科全種（Tridacnidae spp.）の殻（1つの完全な殻又は2枚で一対となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）
六　第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下

本則第四号中「二の表の第2の5に掲げる」を「二の表の第2の3に掲げる」に改める。